EDINET提出書類 株式会社マーケットエンタープライズ(E31551) 有価証券届出書(組込方式)

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成29年8月14日

【会社名】 株式会社マーケットエンタープライズ

【英訳名】 MarketEnterprise Co.,Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 泰士

【本店の所在の場所】 東京都墨田区亀沢三丁目3番14号

(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記「最寄りの

連絡場所」で行っております。)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋三丁目 6 番18号

【電話番号】 03-5159-4060

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 今村 健一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 (第6回新株予約権)

その他の者に対する割当 120,000円

新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 67,560,000円

(第7回新株予約権)

その他の者に対する割当 1,200,000円

新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 113,600,000円

(第8回新株予約権)

その他の者に対する割当 120,000円

新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 67,560,000円

- (注) 1.本募集は本届出書提出日に開催された当社取締役会決議 に基づき、インセンティブの付与を目的として、新株予 約権を発行するものであります。
  - 2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、 新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場 合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際し て払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しま す。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1 【新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	1,200個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	120,000円
発行価格	新株予約権1個につき100円(新株予約権の目的である株式1株あたり1円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年 8 月30日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社マーケットエンタープライズ 管理本部 東京都中央区京橋三丁目 6 番18号
払込期日	平成29年 8 月30日
割当日	平成29年 8 月30日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 錦糸町支店 東京都墨田区江東橋四丁目27番14号

- (注) 1.第6回新株予約権証券(以下「本第6回新株予約権」という。)の発行については、平成29年8月14日に開催された当社取締役会決議によるものであります。
  - 2.申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第6回新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
  - 3.払込期日までに割当予定先との間で本第6回新株予約権の総数引受契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本第6回新株予約権の発行は行われないこととなります。
  - 4.本第6回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
  - 5.目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

# (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる	株式会社マーケットエンタープライズ 普通株式
株式の種類	休式会社マープラドエンタープライス   自虚休式     完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であ
1小工(リング宝大)	が主義が確保が、他が対合に同られたのない当社にのける標準となる体がであ る。
	る。   なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
   新株予約権の目的となる	120.000株
株式の数	120,000kk   本第6回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)
1/X I ( ) / ( ) / ( )	本家も自動体が設備で過ぎたりの自動である体化の数(以下 でもれれ数) という。   は、当社普通株式100株とする。
	は、ヨ社自通体は100体とする。   ただし、付与株式数は下記(注) 1 .の定めにより調整を受けることがある。
   新株予約権の行使時の払	本第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1
が	本第6回新株了約権の行使に除して山貫される財産の両額は、次により次定される
<b>心</b> 並領	
	る。   行使価額は、金562円とする。
	1] 使[[[] 朗は、並302円とする。   ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
女性マの佐の仁体により	
新株予約権の行使により	67,560,000円    (注)   米弦を短け、 新世子が佐の発行体質の必須に新せるが持っては、アナルジ
株式を発行する場合の株	(注) 当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込   むべき金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行
式の発行価額の総額	せいている 立訳の日前領を日昇した 立訳 とのる。 新林 アニカ権の権利 「使知問的に1]   使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場
 新株予約権の行使により	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
株式を発行する場合の株	本第6回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使
式の発行価格及び資本組	
入額	使請求に係る各本第6回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、上記「新株」
/\nx	予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。
	2 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準
	<sup>開業</sup>   本第6回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する
	資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加
	限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端
	数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額
	を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
 新株予約権の行使期間	平成31年7月1日から平成39年8月31日(但し、最終日が銀行営業日でない場合には
がバルコ、かり作りカーコー大学コロ	その前銀行営業日)までの期間とする。
 新株予約権の行使請求の	1 . 新株予約権の行使請求の受付場所
受付場所、取次場所及び	「・対体」が確切打使調水の支付場所
支的場所、取入場所及び 払込取扱場所	株式芸社マーケットエンターノフィス 管理本部   東京都中央区京橋三丁目 6 番18号
拉达以拔场别	
	2 . 新株予約権の行使請求の取次場所   おおまではまりません
	該当事項はありません。
	3.新株予約権の行使請求の払込取扱場所   株式会社三井住友銀行 錦糸町支店
女性 マ 幼 佐 の 仁 体 の 冬 件	東京都墨田区江東橋四丁目27番14号
新株予約権の行使の条件	1.本第6回新株予約権の割当を受けた者(以下、「本第6回新株予約権者」とい
	う。)は、平成30年6月期から平成34年6月期までのいずれか連続する2事業年
	度の経常利益の合計額が5億円を超過した場合に、本第6回新株予約権を行使す
	ることができる。なお、上記の経常利益の判定においては、当社の提出した有価
	証券報告書における連結損益計算書の数値を参照するものとし、国際財務報告基
	準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参
	照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
	2 . 上記 1 . にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの
	間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に
	50%を乗じた価格を下回った場合、本第6回新株予約権者は残存するすべての本
	第6回新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとす
	る。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本第6回新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が本第6回新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- 3. 本第6回新株予約権者が死亡した場合、本第6回新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が本第6回新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本第6回新株予約権を相続できない。
- 4. 本第6回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における 発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第6回新株予約権の行使を 行うことはできない。
- 5. 各本第6回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 自己新株予約権の取得の 事由及び取得の条件

- 1.当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本第6回新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- 2.新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本第6回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる

## 新株予約権の譲渡に関す る事項

譲渡による本第6回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 代用払込みに関する事項

該当事項はありません。

# 組織再編成行為に伴う新 株予約権の交付に関する 事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為 の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行 使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発 生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期 間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組 入額」に準じて決定する。

有価証券届出書(組込方式)

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。

### (注) 1.付与株式数の調整

付与株式数は、本第6回新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第6回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本第6回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### 2. 行使価額の調整

本第6回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、本第6回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数 + 新規発行株式数×1株あたり払込金額
新規発行前の1株あたりの時価
既発行株式数+新規発行株式数

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × -

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式に かかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規

さらに、上記のほか、本第6回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、 その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価 額の調整を行うことができるものとする。

- 3. 本第6回新株予約権の行使請求及び払込の方法
  - (1) 本第6回新株予約権を行使請求しようとする本第6回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第6回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。
- 4. 本第6回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第6回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第6回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、新株予約権の行使により本第6回新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとする。

5. 本第6回新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本第6回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

EDINET提出書類 株式会社マーケットエンタープライズ(E31551) 有価証券届出書(組込方式)

(3) 【新株予約権証券の引受け】 該当事項はありません。

# 2 【新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

2,000個(新株予約権1個につき100株)
1,200,000円
新株予約権1個につき600円(新株予約権の目的である株式1株あたり6円)
該当事項はありません。
1個
平成29年 8 月30日
該当事項はありません。
株式会社マーケットエンタープライズ 管理本部 東京都中央区京橋三丁目 6 番18号
平成29年 8 月30日
平成29年 8 月30日
株式会社三井住友銀行 錦糸町支店 東京都墨田区江東橋四丁目27番14号

- (注) 1.第7回新株予約権証券(以下「本第7回新株予約権」という。)の発行については、平成29年8月14日に開催された当社取締役会決議によるものであります。
  - 2.申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第7回新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
  - 3.払込期日までに割当予定先との間で本第7回新株予約権の総数引受契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本第7回新株予約権の発行は行われないこととなります。
  - 4.本第7回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
  - 5.目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

# (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる	株式会社マーケットエンタープライズ 普通株式
株式の種類	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であ
	<b>వ</b> .
	なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる	200,000株
株式の数	本第7回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)
	   は、当社普通株式100株とする。
	ー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 新株予約権の行使時の払	本第7回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1
込金額	株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とす
	5.
	0。   行使価額は、金562円とする。
	「大阪協議は、並ららしている。   ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
   新株予約権の行使により	113,600,000円
株式を発行する場合の株	113,000,000円   (注)   当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込
	(注)   国協立領域、別林子制権の先行  個領の総領に別林子制権の行使に除りて払い込むのできる領の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行
式の発行価額の総額	使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場
	合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
   新株予約権の行使により	1 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
株式を発行する場合の株	本第7回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使
式の発行価格及び資本組	
入額	使請求に係る各本第7回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、上記「新株
八領	予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。
	2.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準
	2 . 利休」が開催の1]使により休式を光1]する場合にのける追加する資本並及び資本年   備金
	····
	本第7回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する
	資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加
	限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端
	数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額
<b>☆生スルキュルナ</b>	を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成32年10月1日から平成39年8月31日(但し、最終日が銀行営業日でない場合には
*** 7 14 15 0 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	その前銀行営業日)までの期間とする。
新株予約権の行使請求の	1 1 . 新株予約権の行使請求の受付場所
受付場所、取次場所及び	株式会社マーケットエンタープライズ 管理本部
払込取扱場所	東京都中央区京橋三丁目6番18号
	2 . 新株予約権の行使請求の取次場所
	該当事項はありません。
	3 . 新株予約権の行使請求の払込取扱場所
	株式会社三井住友銀行 錦糸町支店
	東京都墨田区江東橋四丁目27番14号
新株予約権の行使の条件	1.本第7回新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本第7回
	新株予約権を行使することができず、受託者より本第7回新株予約権の付与を受
	けた者(以下、「受益者」または「本第7回新株予約権者」という。)のみが本第
	7回新株予約権を行使できることとする。
	2.受益者は、平成30年6月期から平成34年6月期までのいずれか連続する2期事業
	年度における経常利益の合計額が5億円を超過した場合に限り、本第7回新株予
	約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定においては、当社の
	提出した有価証券報告書における連結損益計算書の数値を参照するものとし、国
	際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合
	には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- 3.受益者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 4.受益者が死亡した場合、本第7回新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が本第7回新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本第7回新株予約権を相続できない。
- 5.本第7回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における 発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第7回新株予約権の行使を 行うことはできない。
- 6. 各本第7回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 自己新株予約権の取得の 事由及び取得の条件

- 1.当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本第7回新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- 2.新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める 規定により本第7回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約 権を無償で取得することができる。

## 新株予約権の譲渡に関す る事項

譲渡による本第7回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

代用払込みに関する事項

該当事項はありません。

# 組織再編成行為に伴う新 株予約権の交付に関する 事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為 の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行 使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発 生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期 間の末日までとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組 入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を 要するものとする。

有価証券届出書(組込方式)

- (8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。

#### (注) 1.付与株式数の調整

付与株式数は、本第7回新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第7回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 x 分割(または併合)の比率

また、本第7回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

## 2. 行使価額の調整

本第7回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割(または併合)の比率

また、本第7回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、 次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第7回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、 その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 3. 本第7回新株予約権の行使請求及び払込の方法
  - (1) 本第7回新株予約権を行使請求しようとする本第7回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第7回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。
- 4. 本第7回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第7回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第7回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、新株予約権の行使により本第7回新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとする。

5.本第7回新株予約権証券の発行及び株券の発行 当社は、本第7回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

# 3 【新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	1,200個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	120,000円
発行価格	新株予約権1個につき100円(新株予約権の目的である株式1株あたり1円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年 8 月30日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社マーケットエンタープライズ 管理本部 東京都中央区京橋三丁目 6 番18号
払込期日	平成29年 8 月30日
割当日	平成29年 8 月30日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 錦糸町支店 東京都墨田区江東橋四丁目27番14号

- (注) 1.第8回新株予約権証券(以下「本第8回新株予約権」という。)の発行については、平成29年8月14日に開催された当社取締役会決議によるものであります。
  - 2.申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第8回新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
  - 3.払込期日までに割当予定先との間で本第8回新株予約権の総数引受契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本第8回新株予約権の発行は行われないこととなります。
  - 4.本第8回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
  - 5.目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

# (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる	株式会社マーケットエンタープライズ 普通株式
株式の種類	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であ
	<b>వ</b> .
	なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる	120,000株
株式の数	┃本第8回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。) ┃
	は、当社普通株式100株とする。
	│ │ただし、付与株式数は下記(注) 1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払	本第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1
込金額	株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とす
	3.
	- ・ - 行使価額は、金562円とする。
	ただし、行使価額は下記(注) 2 . の定めにより調整を受けることがある。
────────────────────────────────────	67,560,000円
株式を発行する場合の株	07,000,000     (注)  当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込
式の発行価額の総額	むべき金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行
エリウンプローコ 1両 日気 マン 州心 日気	使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場
	合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により	1.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
株式を発行する場合の株	本第8回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使
式の発行価格及び資本組	   請求に係る各本第8回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行
│ │ 入額	│ │ 使請求に係る各本第8回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、上記「新株│
	予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。
	┃ 2.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準┃
	備金
	本第8回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する
	資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加
	限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端
	数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額
	を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成35年10月1日から平成39年8月31日(但し、最終日が銀行営業日でない場合には
	その前銀行営業日)までの期間とする。
新株予約権の行使請求の	1 . 新株予約権の行使請求の受付場所
受付場所、取次場所及び	株式会社マーケットエンタープライズ 管理本部
払込取扱場所	東京都中央区京橋三丁目 6 番18号
	2 . 新株予約権の行使請求の取次場所
	該当事項はありません。
	3.新株予約権の行使請求の払込取扱場所
	株式会社三井住友銀行 錦糸町支店
	東京都墨田区江東橋四丁目27番14号
新株予約権の行使の条件	1.本第8回新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本第8回
	新株予約権を行使することができず、受託者より本第8回新株予約権の付与を受
	けた者(以下、「受益者」または「本第8回新株予約権者」という。)のみが本第
	8 回新株予約権を行使できることとする。
	2 . 受益者は、平成30年 6 月期から平成38年 6 月期までのいずれかの事業年度におけ
	る経常利益が10億円を超過した場合に限り、本第8回新株予約権を行使すること
	ができる。なお、上記の経常利益の判定においては、当社の提出した有価証券報
	告書における連結損益計算書の数値を参照するものとし、国際財務報告基準の適
	用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべ
	き指標を取締役会にて定めるものとする。
L	the state of the s

有価証券届出書(組込方式)

- 3.受益者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 4.受益者が死亡した場合、本第8回新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が本第8回新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本第8回新株予約権を相続できない。
- 5. 本第8回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における 発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第8回新株予約権の行使を 行うことはできない。
- 6. 各本第8回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 自己新株予約権の取得の 事由及び取得の条件

- 1.当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割 契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株 式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役 会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもっ て、本第8回新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- 2.新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本第8回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる

## 新株予約権の譲渡に関す る事項

譲渡による本第8回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

代用払込みに関する事項

該当事項はありません。

# 組織再編成行為に伴う新 株予約権の交付に関する 事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為 の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行 使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組 入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を 要するものとする。

株式会社マーケットエンタープライズ(E31551)

有価証券届出書(組込方式)

- (8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。

#### (注) 1.付与株式数の調整

付与株式数は、本第8回新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下 同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第 8回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行わ れ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 x 分割(または併合)の比率

また、本第8回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他こ れらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整され るものとする。

## 2. 行使価額の調整

本第8回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調 整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割(または併合)の比率

また、本第8回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自 己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による 自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上 げる。

新規発行株式数×1株あたり払込金額 既発行株式数 + 新規発行前の1株あたりの時価 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × -既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式に かかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規 発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第8回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、 その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価 額の調整を行うことができるものとする。

- 3. 本第8回新株予約権の行使請求及び払込の方法
  - (1) 本第8回新株予約権を行使請求しようとする本第8回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己 の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に 関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項 を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表 中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の 受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第8回新株予約権の数に行使価額を乗じた 金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新 株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。
- 4.本第8回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第8回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付 場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該 本第8回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受 付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する 口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとす る。なお、新株予約権の行使により本第8回新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法 及び当社定款の定めにより支払うものとする。

5. 本第8回新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本第8回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
248,720,000	12,000,000	236,720,000

(注) 1.払込金額の総額は、本第6回新株予約権、本第7回新株予約権及び本第8回新株予約権(以下、「本新株予 約権」と総称します。)の発行価額の総額(1,440,000円)に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 の合計額(247,280,000円)を合算した金額であります。

	発行価額の総額	行使に際して払い込むべき金額の合計額
第6回新株予約権	120,000円	67,440,000円
第7回新株予約権	1,200,000円	112,400,000円
第8回新株予約権	120,000円	67,440,000円
合計	1,440,000円	247,280,000円

- 2.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3.発行諸費用の概算額は、新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度・人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。
- 4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

#### (2) 【手取金の使途】

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社及び当社関係会社の取締役及び従業員(以下「当社役職員」といいます。)の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は受託者から本新株予約権の交付を受けた当社役職員の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定でありますが、具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当時期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

# 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

- (1) 第6回新株予約権
  - a . 割当予定先の概要

氏名	小林 泰士
住所	(注2)
職業の内容	当社の代表取締役であります。

#### b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社普通株式1,340,000株を保有しております。
人事関係	当社の代表取締役であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

- (注) 1.提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在のものであります。
  - 2.本第6回新株予約権については、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行するものであるため、割当予定先となる当社代表取締役の住所の記載は省略させていただいております。

## (2) 第7回及び第8回新株予約権

a . 割当予定先の概要

氏名	中村 彰利
住所	千葉県千葉市中央区
職業の内容	税理士 (あいわ税理士法人所属)

# b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	受託者の所属する税理士法人は、当社の税務顧問であり、顧問契約に従っ て毎月顧問料を支払っており、当社の税務に関する諸手続きを行っており ます。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在のものであります。

#### <信託の内容>

当社は、当社及び当社関係会社の取締役及び従業員(以下「当社役職員」といいます。)のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、当社代表取締役社長である小林泰士を委託者(以下「本委託者」といいます。)とし、中村彰利を受託者(以下「本受託者」または「中村氏」といいます。)とする時価発行新株予約権信託設定契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結し、本信託を活用したインセンティブプラン(以下「本インセンティブプラン」といいます。)を実施いたします。

本インセンティブプランは、本信託契約の内容に従って、2つの以下のプランによって構成されます。

新株予約権の種類及び個数	人事評価期間	新株予約権交付日	新株予約権の行使期間
第7回新株予約権	平成29年 9 月	平成32年10月 1 日	平成32年10月 1 日
(2,000個)	~ 平成32年 6 月		~ 平成39年 8 月31日
第 8 回新株予約権	平成32年 7 月	平成35年10月1日	平成35年10月 1 日
(1,200個)	~ 平成35年 6 月		~ 平成39年 8 月31日

本インセンティブプランでは、本信託契約の定めに従って、本委託者が本受託者に対してその手許資金を信託拠出し、本受託者が本新株予約権の総数を引受けるとともに信託拠出された資金を用いて本新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、本新株予約権を取得します。そして、本受託者が取得した本第7回新株予約権は平成32年10月1日付で確定する受益者に対して、本第8回新株予約権は平成35年10月1日付で確定する受益者に対して交付します(以下、本第7回新株予約権における平成32年10月1日及び本第8回新株予約権における平成35年10月1日を「交付日」と総称します。)。

なお、受託者より本新株予約権の交付を受ける者(以下「受益者」といいます。)は、本新株予約権の配分方法が規定される交付ガイドライン(以下「交付ガイドライン」といいます。)に従って指定されます。

具体的には、交付ガイドライン上、本インセンティブプランは、各人事評価期間中において、 毎年2回行われる当社所定の人事評価と被評価者の職位に応じて付与されるポイントをどれだけ獲得したか、その数量に応じて本新株予約権を配分する「ポイント」制度と、 通常の人事評価を超えて、(a)当社の企業価値の向上(具体的には売上・粗利獲得に限らず、業務の効率化、工数削減、新業務フローの確立、重要業務の維持運用等を含みます。)に特に貢献した既存の当社役職員、及び(b)新たに入社した当社役職員のうち今後当社の企業価値向上への貢献(具体的には執行役員以上のパフォーマンスの発揮)が期待される者に対して本新株予約権が付与される「インセンティブパッケージ」制度の二つによって構成されております(本第7回新株予約権については、平成29年9月から平成32年6月までを人事評価期間とし、平成32年10月1日に交付が行われ、本第8回新株予約権については、平成32年7月から平成35年6月までを人事評価期間とし、平成35年10月1日に交付が行われます。)。

また、具体的な配分については、まずインセンティブパッケージを獲得した者が優先的に本新株予約権の配分を受け (既存社員:10個、新入社員100個)、次にポイントを獲得した当社役職員がその残余の本新株予約権を各人の累積獲得ポイント数に応じて比例按分して配分を受けることとされております。

なお、実際の本新株予約権の配分及び交付は、交付日に先立ち開催される、委託者を除く取締役及び/又は監査役を 構成員とし、その過半数が社外役員である評価委員会によって最終的に承認されることとされております。

当社が今般導入いたしました本インセンティブプランは、現在当社に在籍している者のみならず将来採用される当社 役職員も含めて、将来の分配時点において、それまでの貢献度を考慮して本新株予約権の交付対象者と交付個数を決定 することが可能となる点において、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプラ ンとは異なる特徴を有するものであります。

即ち、従来型のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者 ごとの付与個数を決定しなければならず、 役職員の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって 付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、 発行後に入社する役職員との間の不公 平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑な発行手続きや管理コストの負担 が必要になるなどといった課題がありました。

有価証券届出書(組込方式)

これに対して、本インセンティブプランにおいては、一旦本受託者に対して発行された本新株予約権を、本信託の趣旨に従って、人事評価期間中の当社役職員の貢献度に応じて、将来的に分配することが可能であり、将来採用される当社役職員に対しても本新株予約権を分配することが可能となるほか、本新株予約権の交付日まで当社に勤続していた当社役職員にのみ本新株予約権を交付することができるため、交付日までに退職者が出た場合にも対応することが可能となるなど、従来型のインセンティブプランでは実現が困難であった柔軟な運用が可能となっております。さらに、本インセンティブプランでは、限られた個数の本新株予約権を将来の貢献度に応じて当社役職員で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

当社は、このように本インセンティブプランを活用することにより、当社の現在及び将来の当社役職員のいずれもが当社において待遇に関して不公平を感じることなく、当社の結束力及び一体感を高め、より一層意欲及び士気を向上させてくれるものと期待しております。

さらに、本新株予約権には経常利益に関する業績達成条件が付されており、本新株予約権を行使するためには、その前提として当該業績目標の達成が必要となります。当該業績目標のうち、第7回新株予約権に設定された2期合計5億円という目標は、前連結事業年度から当連結事業年度に至る戦略的投資期間を経ることで、当社が目指す今後のステップアップ像を数値的に明確化したものであります。第8回新株予約権に設定された単年度10億円という目標はその後、当社として達成すべき中長期的な目標を数値として具体化したものであります。このような業績目標を定めることで、過去の業績推移と比較して一段と高い目標に対する当社役職員の業績達成意欲をより一層向上させ、当該業績目標の達成を通じて、当社の企業価値・株式価値を名実ともに向上させることが期待できます。

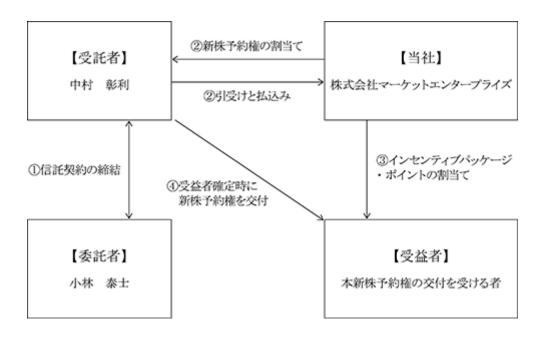
以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

なお、上記のとおり、本第6回新株予約権は当社代表取締役である小林泰士のみを割当対象としております。これは、本信託の性質上、当社役職員のうち委託者である小林泰士だけが本インセンティブプランの対象外となってしまうことから、当社の代表取締役であり第2位の大株主でもある小林泰士に対しては、本インセンティブプランとは別枠で直接に新株予約権を割当てることが適切であると判断したものであります。このように、信託を用いた本インセンティブプランと従来型の有償新株予約権をあわせて活用することにより、当社全体の結束力及び一体感を高め、より一層意欲及び士気の向上を期待するものであります。

#### <本信託の概要>

	,
名称	時価発行新株予約権信託設定契約
委託者	小林 泰士
受託者	中村 彰利
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者(受益者確定手続を経て特定されるに至ります。)
信託契約日(信託期間開始日)	平成29年 8 月25日
信託期間満了日 (本新株予約権の交付日)	第 7 回新株予約権 平成32年10月 1 日 第 8 回新株予約権 平成35年10月 1 日
信託の目的	本新株予約権を受益者に交付することを主たる目的とします。
受益者適格要件	信託期間満了日時点の当社役職員のうち、本信託契約に基づき、本新株予約権の交付日時点において受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日である平成29年8月25日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されており、その内容は、上記<信託の内容>に記載の通りです。

#### <本インセンティブプランの概要図>



本委託者である小林泰士が本受託者である中村氏との間の本信託契約に基づき本受託者へ金銭を拠出し、本信託 を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセン ティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。

当社は、本信託の設定を前提に、本届出書提出日に開催された取締役会決議に基づき、本受託者に対して本新株 予約権を発行し、受託者である中村氏は、上記 で本信託に拠出された金銭を原資として、当社から本新株予約 権を引き受けます。そして、本新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い本新株予約権を信託期間 の満了日まで保管します。

当社は、交付ガイドラインの定めに従い、人事評価期間中の当社への貢献度等に応じて、当社役職員に対し交付する本新株予約権の個数を決定する基準となるインセンティブパッケージ又はポイントを付与し、当該インセンティブパッケージ及びポイントの数に応じて各当社役職員に対して交付すべき本新株予約権の個数を決定します。

本信託の信託期間満了時に、受益者が確定し、本受託者が保管していた本新株予約権が受益者に分配されます。

本新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の株式を取得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

本受託者が死亡した場合については、信託法第62条第1項に基づき、本信託契約に基づき新たな受託者が選任されることになります。

#### c . 割当予定先の選定理由

当社が、本受託者を本新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

まず、本信託では、本受託者である中村氏の厚意により、受託に際して信託報酬が生じない民事信託が採用されております。営利を目的とする業としての信託(商事信託)ではない民事信託では、信託銀行又は信託会社以外でも受託者となることが許容されており、信託報酬が生じない点などにおいてインセンティブプラン全体に要するコストの額を一般的に安価に収めることが可能となります。

また、業務内容の点から見ても、本信託における本受託者の主たる業務は、信託期間中に当該本新株予約権を管理すること、信託期間満了日に本新株予約権を受益者へ分配すること及び 本信託の維持に係る法人税を納付すること等に限定されているため、当社は、信託銀行又は信託会社でなくとも当該事務を遂行することは十分に可能と判断いたしました。

次に、本受託者は、税理士業を業としており、本信託の受託者として必要とされる毎事業年度の納税事務を行う能力においても何ら問題はないものと判断いたしました。

さらに、本受託者の所属するあいわ税理士法人は、当社の税務顧問であるため、本受託者は当社への理解及び 当社との信頼関係においても十分に信頼に足り得ると判断いたしました。

以上の理由から、当社は、中村氏を本新株予約権の割当予定先として選定したものであります。

#### d.割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、当社代表取締役小林泰士を割当先とする本第6回新株予約権120,000株及び中村氏を割当先とする本第7回及び本第8回新株予約権320,000株(本第7回新株予約権200,000株、本第8回新株予約権120,000株)であります。

#### e . 株券等の保有方針

本第6回新株予約権の割当先である当社代表取締役小林泰士と当社との間において、本第6回新株予約権に係る継続保有の取り決めはございません。

また、割当予定先である中村氏は、本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本第7回及び本第8回新株予約権を、信託期間満了日(第7回新株予約権:平成32年10月1日、第8回新株予約権:平成35年10月1日)まで保管し、その後、受益者である当社役職員へ交付することとなっております。

#### f . 払込みに要する資金等の状況

本第6回新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況については、割当予定先となる当社代表 取締役小林泰士の預金通帳の写しを入手することにより確認を行っております。

当社は、本第7回及び本第8回新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況を、委託者である小林泰士が当初信託金相当額を保有していることを本委託者の預金通帳の写しを入手することにより確認するとともに、平成29年8月25日に締結される予定の信託契約書案を確認することによって委託者が当該当初信託金相当額を割当日に先立ち割当予定先に対して拠出し、割当日において割当予定先が信託財産として保有する予定であることを確認しております。

#### g . 割当予定先の実態

上記のとおり、本第6回新株予約権の割当予定先である小林泰士は当社代表取締役でありますが、当社は平成29年2月10日付で東京証券取引所へ提出した「コーポレートガバナンスに関する報告書」の「内部統制システム等に関する事項 2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」欄に記載のとおり、反社会的勢力排除のための体制を整備しており、当社代表取締役は反社会的勢力と一切の関係はございません。

また、当社は、第7回及び第8回新株予約権の割当予定先である中村氏から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても独自に専門の調査機関(レストルジャパン21株式会社 東京都千代田区岩本町1丁目6番7号 代表取締役石井健)に調査を依頼し、割当予定先が反社会的勢力等とは関係がない旨の報告書を入手することにより確認しており、割当予定先が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

## 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、当社から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号代表取締役社長野口真人)に本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、各本新株予約権のそれぞれについて、以下の条件に基づいて一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施した結果、評価結果を本第6回については1個当たり100円、本第7回新株予約権については1個当たり600円、本第8回新株予約権については1個当たり100円と算出しております。

#### <本第6回新株予約権>

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値の562円/株、株価変動性(ボラティリティ)61.30%、配当利回り0%、無リスク利子率0.066%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額562円/株、満期までの期間10年、業績条件及び株価条件)

#### <本第7回新株予約権>

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値の562円/株、株価変動性(ボラティリティ)61.30%、配当利回り0%、無リスク利子率0.066%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額562円/株、満期までの期間10年、業績条件)

#### <本第8回新株予約権>

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値の562円/株、株価変動性(ボラティリティ)61.30%、配当利回り0%、無リスク利子率0.066%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額562円/株、満期までの期間10年、業績条件)

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、各本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成29年8月10日)の東京証券取引所における普通取引の終値562円を参考として、当該終値と同額の1株562円に決定いたしました。

さらに、当社社外監査役である、山﨑眞樹から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当しない旨の見解を得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は440,000株(議決権数4,400個)であり、平成29年6月30日現在の当社発行済株式総数5,077,000株(議決権数50,762個)を分母とする希薄化率は8.67%(議決権の総数に対する割合は8.67%)に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社役職員の一体感と結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。また、あらかじめ定める業績に係る目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。

また、本新株予約権の行使により発行される株式の総数440,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は約20,000株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合
株式会社WWG	東京都中央区築地四丁目 4番15号	1,600,000	31.52%	1,600,000	29.01%
小林 泰士	東京都中央区	1,340,000	26.40%	1,460,000	26.47%
加茂 知之	東京都墨田区	600,000	11.82%	600,000	10.88%
Y J 1 号投資事業組合	東京都千代田区紀尾井町 1番3号	400,000	7.88%	400,000	7.25%
受託者 中村 彰利	千葉県千葉市中央区	0	0.00%	320,000	5.80%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目 6番1号	132,300	2.61%	132,300	2.40%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信 託口)	東京都港区浜松町二丁目 11番 3 号	118,400	2.33%	118,400	2.15%
株式会社オークファン	東京都渋谷区道玄坂 一丁目14番 6 号	45,800	0.90%	45,800	0.83%
佐藤 崇弘	東京都目黒区	40,000	0.79%	40,000	0.73%
中辻 哲朗	京都府京都市下京区	25,000	0.49%	25,000	0.45%
計		4,301,500	84.74%	4,741,500	85.96%

- (注) 1.割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年6月30日現在の株主 名簿を基準として記載をしております。
  - 2.「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、平成29年6月30日現在の所有議決権数を、平成29年6月30日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。
  - 3.「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、 小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
- 6 【大規模な第三者割当の必要性】 該当事項はありません。
- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8 【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

# 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

# 第二部 【公開買付けに関する情報】

# 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

# 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

# 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

#### 1.事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第10期有価証券報告書及び第11期第3四半期四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(平成29年8月14日)現在において変更の必要はないものと判断しております。

#### 2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第10期有価証券報告書の提出日(平成28年9月30日)以降、本有価証券届出書提出日(平成29年8月14日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

#### (平成28年9月30日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

平成28年9月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項 及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであり ます。

#### 2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日 平成28年9月29日

## (2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

#### 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、小林泰士、加茂知之、今村健一、丸尾光兵、寺田航平、谷井等を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結 賛成(反対 (%	付)割合
第1号議案 定款一部変更の件	46,047	48		(注) 1	可決	99.90
第2号議案 取締役6名選任の件						
小林 泰士	43,677	2,422			可決	94.75
加茂 知之	43,683	2,416			可決	94.76
今村 健一	43,683	2,416		(注) 2	可決	94.76
丸尾 光兵	43,683	2,416			可決	94.76
寺田 航平	43,681	2,418			可決	94.75
谷井 等	43,683	2,416			可決	94.76

- (注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議 決権の3分の2以上の賛成による。
  - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

#### 3. 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の第10期有価証券報告書に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日(平成28年9月30日)以後、本有価証券届出書提出日(平成29年8月14日)までの間において、以下のとおり変化しております。

年日口	資本	**************************************	<b></b> 達備金	
年月日	増減額(千円) 残高(千円)		増減額(千円)	残高(千円)
平成28年9月30日~ 平成29年8月14日(注)	18	304,913	18	284,553

<sup>(</sup>注) 新株予約権の権利行使による増加であります。

## 4. 最近の業績の概要について

平成29年8月14日開催の取締役会において決議された第11期連結会計年度(自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、当該連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成したものではありません。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

# 第11期連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)の業績の概要

# (1) 連結貸借対照表

当連結会計年度 (平成29年6月30日)

(単位:千円)

	(平成29年6月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	825,827
売掛金	107,303
商品	352,204
貯蔵品	5,549
繰延税金資産	15,134
その他	58,575
流動資産合計	1,364,596
固定資産	
有形固定資産	
建物	75,207
減価償却累計額	26,947
建物(純額)	48,260
車両運搬具	1,872
減価償却累計額	1,872
車両運搬具(純額)	0
工具、器具及び備品	25,689
減価償却累計額	13,962
工具、器具及び備品(純額)	11,727
土地	193
有形固定資産合計	60,181
無形固定資産	
ソフトウエア	4,519
無形固定資産合計	4,519
投資その他の資産	
投資有価証券	1,147
繰延税金資産	307
敷金及び保証金	89,167
その他	16,958
投資その他の資産合計	107,581
固定資産合計	172,281
資産合計	1,536,877

(単位:千円)

# 当連結会計年度 (平成29年 6 月30日)

	(
負債の部	
流動負債	
買掛金	1,315
1年内返済予定の長期借入金	144,739
未払金	114,412
未払費用	103,194
未払法人税等	7,769
その他	32,678
流動負債合計	404,109
固定負債	
長期借入金	215,231
固定負債合計	215,231
負債合計	619,340
純資産の部	
株主資本	
資本金	304,913
資本剰余金	284,553
利益剰余金	323,570
自己株式	221
株主資本合計	912,815
その他の包括利益累計額	
非支配株主持分	4,721
純資産合計	917,536
負債純資産合計	1,536,877

# (2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 連結損益計算書

•	(単位:千円)
	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
売上高	5,630,708
売上原価	3,190,047
売上総利益	2,440,660
販売費及び一般管理費	2,448,078
営業損失( )	7,418
営業外収益	
助成金収入	13,528
その他	2,712
営業外収益合計	16,240
営業外費用	
支払利息	2,460
支払補償費	1,917
その他	240
営業外費用合計	4,618
経常利益	4,202
特別損失	
<b>盗難損失</b>	7,394
特別損失合計	7,394
税金等調整前当期純損失( )	3,192
法人税、住民税及び事業税	21,089
法人税等調整額	2,726
法人税等合計	18,363
当期純損失( )	21,555
非支配株主に帰属する当期純損失( )	2,278
親会社株主に帰属する当期純損失( )	19,276

# 連結包括利益計算書

	(単位:千円)
	当連結会計年度
	(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
当期純損失( )	21,555
包括利益	21,555
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	19,276
非支配株主に係る包括利益	2,278

## (3) 連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本				非支配株主持分	純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	1年又能休土村万	
当期首残高	304,865	284,505	342,847	221	931,996	-	931,996
当期変動額							
新株の発行(新株予 約権の行使)	48	48			96		96
親会社株主に帰属する当期純損失( )			19,276		19,276		19,276
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)						4,721	4,721
当期変動額合計	48	48	19,276	-	19,180	4,721	14,459
当期末残高	304,913	284,553	323,570	221	912,815	4,721	917,536

#### (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円) 当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日) 営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前当期純損失() 3,192 減価償却費 17,437 受取利息及び受取配当金 29 2,460 支払利息 売上債権の増減額( は増加) 7,545 たな卸資産の増減額(は増加) 15,147 助成金収入 13,528 預け金の増減額( は増加) 11,927 未払金の増減額( は減少) 23,564 未払費用の増減額( は減少) 6,300 未払消費税等の増減額( は減少) 4.711 その他 12,404 小計 37,621 利息及び配当金の受取額 29 利息の支払額 2.460 法人税等の支払額 24,831 法人税等の還付額 2,937 助成金の受取額 13,528 営業活動によるキャッシュ・フロー 26,823 投資活動によるキャッシュ・フロー 有形固定資産の取得による支出 13,558 有形固定資産の売却による収入 6,007 無形固定資産の取得による支出 4,240 6,472 敷金及び保証金の差入による支出 その他 1,486 投資活動によるキャッシュ・フロー 19,750 財務活動によるキャッシュ・フロー 長期借入れによる収入 220,000 長期借入金の返済による支出 152,797 非支配株主からの払込みによる収入 7,000 その他 96 74,298 財務活動によるキャッシュ・フロー 現金及び現金同等物の増減額( は減少) 81,372 744,455 現金及び現金同等物の期首残高 現金及び現金同等物の期末残高 825,827

# 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自	平成27年7月1日	平成28年9月30日
	(第10期)	至	平成28年6月30日	関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度	自	平成29年 1 月 1 日	平成29年 5 月15日
	(第11期第3四半期)	至	平成29年 3 月31日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

# 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 第六部 【特別情報】

# 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

平成28年9月30日

株式会社マーケットエンタープライズ 取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 筆野 力 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂 井 知 倫 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 秋 山 高 広

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マーケットエンタープライズの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マーケットエンタープライズの平成28年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 5 月15日

株式会社マーケットエンタープライズ 取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 筆 野 力

指定有限責任社員

公認会計士 秋 山 高 広 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マー ケットエンタープライズの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成 29年1月1日から平成29年3月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年7月1日から平成29年3月31日まで)に 係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び 注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸 表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対す る結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準 拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質 問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と 認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認 められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マーケットエンタープライズ及び連結子会社の平成29年 3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じ させる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報 告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。